

第3次福岡市教育振興基本計画（原案）に対する パブリック・コメント手続（市民意見募集）の実施結果について

1 市民意見募集概要

- (1) 意見募集期間 令和7年2月28日（金）～令和7年3月27日（木）
- (2) 資料配布場所 情報公開室、情報プラザ、各区役所・出張所、市ホームページ、教育委員会教育政策課
- (3) 配布資料 本編・概要版

2 意見の提出状況

23人・1団体		74件
(内訳)	総論	6件
	目指す人間像等	6件
	施策	62件

3 意見要旨及び意見への対応

別紙のとおり

「第3次福岡市教育振興基本計画(原案)」に対する市民意見の要旨及び意見に対する考え方

総論

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
1	第2次福岡市教育振興基本計画における取組み及び成果・課題において、「小学校全学年で35人以下学級を実施」とあるが、昨年度は実施されていない学校があった。実態を踏まえた正確な記述を願います。	原案どおり	市立学校におきましては、入学式及び始業式時点の児童生徒数に基づき、1学級35人以下という基準で、学級編制を行っております。
2	小学校にも早くステップルームを設置すべきである。 ある学校では、960人のうち40人が不登校に当たる児童で、保健室、相談室で、行かない、行けない生徒に対応する状況が続いている。 また、不登校になる要因として、「先生の発言、対応によるもの」という要因が欠落していると思う。	原案どおり	不登校児童生徒の支援については、施策4「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の主な取組み「不登校児童生徒の支援」において、要因やその背景、支援ニーズ等を把握し、個々の児童生徒に応じた組織的かつ適切な支援や指導の充実を図る旨記載しております。 いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
3	「コロナ下による生活リズムの乱れ等により不登校児童生徒数は増加しています。」と記載されているが、コロナ禍から一定期間が経過しており、説得力をほとんど失っているのではないかと。また、増加傾向は、問題行動を起こしている児童生徒、それを放置している保護者、これらの児童生徒および保護者に対して効果的なアウトリーチができない学校および市教育委員会にも原因があるのではないかと。 いずれにしても、不登校の原因に関する調査・分析が公表されていない状況下において、上記のような理由づけは説得的なものではない。	原案どおり	5ページについては、第2次福岡市教育振興基本計画期間（令和元年度～令和6年度）の振り返りを記載しております。そのため、主な要因として、コロナ下による生活リズムの乱れ等としております。 なお、令和6年10月文部科学省から出された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」においても、不登校児童生徒数増加の背景として、保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下等が例示されております。
4	「学校規模適正化については、学校の分離新設や増設など、教育環境の課題解決に向けた取組みを推進」と記載されているが、このような取組みは、主に人口増加が顕著な一部の校区に限られており、（小規模校の再編を含めて）市全体での適正化は長年にわたって試みられていないのではないかと。実態を踏まえた正確な記述を求める。	原案どおり	過大規模校や小規模校への対応については、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、地域や保護者などと協議を行いながら、校区の実情を踏まえた取組みを推進しております。今後も児童生徒数の推移や住宅開発の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいります。
5	家庭の教育力向上について、良心に依拠する持続不可能なPTAと連携するのは不適當である。 そもそもPTAがなくても成り立つ公教育環境を構築し、PTAは廃止すべきである。	原案どおり	家庭教育支援のために、多くの保護者が加入しているPTAと連携して事業を実施することは、有効であると考えております。PTA以外にも地域で活動する団体の支援を行うなど、様々な事業の実施により、家庭教育を支援してまいります。
6	「11時間の勤務間インターバル制度の導入による意識改革に取り組むなど、教員の負担を軽減」と記載されているが、勤務時間外の自宅での仕事時間や学校長等の管理職における勤務時間の実態を十分に把握したうえでの評価なのか、強い疑問がある。 実態を踏まえた正確な記述を求める。 「モデル校においてICTを活用した教育実践事例を創出し、全校に展開」とあるが、具体的にどのような事例が創出され、全校に展開されたのか、具体的な記述を求める。	原案どおり	教職員の勤務時間については、打刻アプリを活用した把握を行うとともに、持ち帰り業務については、令和5年度に実施した福岡市立学校における勤務実態調査及び業務改善支援業務において、モデル校における実態調査を行うなど、把握に努めた上で記載しております。 ICTを活用した教育実践事例の創出については、実験の様子を動画で撮影し、見返すことで深い考察を行ったり、協働編集ソフトで意見を分類・整理し、考えをまとめたりするなど、効果的にICTを活用した授業実践を創出し、研究大会で発表するなどの横展開を図っております。 本計画は、本市の教育分野の指針を示すものとして策定するものであり、本計画に基づき具体的な事業や取組みを進めてまいります。

目指す人間像等

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
7	原案の「目指す人間像」「身に付けてほしい力」のような一律の目標設定をやめ、子どもの人格の完成を目指し、子どもの権利条約やこども基本法に基づいて子ども自身の最善の利益を実現することを掲げるべきである。そして、教育行政の目的を教育条件の整備におき、子ども自身、教員や学校、地域の教育に市や教育委員会は不当な支配・介入を行わないようにすることを目指すべきである。	原案どおり	「目指す人間像」については、社会情勢が大きく変化する中、未知の環境や変化を前向きに受け止め、豊かで幸福な人生を送り、持続可能な社会の創り手となることができるよう、設定したものであり、「身に付けてほしい力」はその人間像に向かって成長するため、また社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために、生涯を通して身に付け、高めていく力として設定したものです。いずれについても、一律に押しつける趣旨のものではありません。
8	「受動的な学び」と「自律的な学び」は、前者と後者の割合を初等教育から中等教育へ向けて変えていくものであり、前者から後者への転換するものではないと考える。 一斉型の授業も、基礎的な内容の反復学習においては効果的でなおかつ効率的な教授方法の1つであり、これを否定的なものとして捉えることは適切ではない。 また、「学びを支える伴走者」は教員だけでなく、保護者や地域の多様なアクターも含まれるものなのではないか。このような狭い捉え方は、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が低下傾向にあるという課題を改善するうえでも、支障になるのではないか。	原案修正	「自律的な学び」については、初等教育の段階から重要であり、一斉型の授業においても、子ども達が受動的ではなく自律的に学ぶことができるようにしていくことが必要であると考えておりますが、原案では一斉型の授業がすべて受動的な学びであるように誤解を招く表現となっていたため、修正いたします。 また、「学びを支える伴走者」は、教育委員会の基本方針として教員の役割について記載しているものです。保護者や地域の多様な関係者と連携していくことは今後さらに重要になっていくと認識しており、夢や目標を持つ子どもたちがその力を伸ばしていけるよう、引き続き教育の質の向上と多様な支援体制の充実に努めてまいります。
9	教員の資質に求められるのは、「主体性」であり、問いや疑問を持つことである。 「資質・能力の向上に取り組む」だけでは抽象的で具体的説明に欠けるため、ベテラン教員をはじめ、世代に関係なく、外部専門講師からの研修を行うことを明記し、研修項目を教育委員会HPで公開してほしい。	原案どおり	教育センター主催研修では、大学関係者や専門家等の外部講師を活用した研修を、教員向けに実施しています。なお、「福岡市教員育成指標」は、教育センターホームページでご覧いただけます。 教員の資質・能力の向上については、施策5「教員の確保及び資質・能力の向上」の主な取組み「資質・能力の向上に向けた研修の充実」に、教職員一人ひとりが意欲をもって、多様な専門性を持つ人と関わり合い、主体的に学び続けることができる環境づくりに取り組む旨記載しております。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
10	以下8項目の通り、「子どもが学べる環境を整える大人の義務」として、しっかり考えて実行に移していただきたい。 (1) 全小中学校に「情緒クラス」、もしくは「ステップルーム」の設置（現状：普及率3割） (2) 「フリースクール、居場所」の情報について、福岡県同様にHPへの掲載と情報提供 (3) 学校連絡メールに「休養」、「休学」項目の追加。（「子どもの権利条約」31条 休む権利） (4) 学校を休学することを肯定しない表現「行き渋り」、「不登校」という言葉を無くし、多様な学びの時代に合わせた表現の周知、啓発 (5) 学校内に入れない児童への「健康診断場所の案内」と「受診料の全額補助」 (6) 学校に行かない選択の児童に「給食費相当額の支給」もしくは「相当額の食品券の支給」 (7) 福岡市の支援センター、福岡市提供のオンライン学習が合わない子どもに対し、在宅学習におけるオンライン通信費、居場所、フリースクール授業料の教育費の支給 (8) 子どもが住んでいる近くの場所に通えることを考えると、「校内フリースクール」の実施を検討する必要がある。 実際に、飯塚市 筑穂中学校では実施できている。また、子どもファースト、子どもが真ん中の大野城市、古賀市の先駆的な取り組みを、旧態依然の教育価値観から脱却して見習ってほしい。	原案どおり	不登校児童生徒に関する内容につきましては、施策4の主な取組みとして「教育相談・支援体制の充実」と「不登校児童生徒の支援」について、記載しております。 いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
11	Well-beingについて、「子どもの権利の尊重」の後に、子どもの最善の利益のためにも、「子ども自身が意思表明権を知って、使えるように、子どもアドボケート授業を行う。子どもの意見表明権は、Well-beingの向上に必要不可欠である」と明記してほしい。	原案どおり	本計画は、本市の教育分野の指針を示すものとして策定するものであり、本計画に基づき具体的な事業や取組みを進めるにあたり、子どものWell-beingを向上させることは重要であると考えております。 具体的な事業や取組みの推進にあたっては、子どもの権利が尊重され、子どものウェルビーイングを向上させるという視点を常に意識して取り組んでまいります。
12	「計画推進にあたっての共通の視点」のうち、福岡市が基本計画等で推進しているSDGsの理念こそ共通の視点として取り入れるべきである。DXは個々の学校現場や子どもの状況に応じて活用すべきものであって「共通の視点」として一律に持ち込むべきものではない。	原案どおり	2ページに記載のとおり、福岡市においては総合計画に基づく各施策の着実な推進により、SDGsの達成に向けて取り組んでおり、総合計画と整合性を図り策定する本計画の推進もSDGsの達成に寄与するものと考えております。 また、DXについては、様々な場面において、デジタル化でよりよい効果や新たな価値を見出すことができないかという意識を持つことが必要であるとの趣旨から記載しているものです。

施 策

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
13	指標として主観的な数値目標を立てるべきではなく、条件整備などで数値目標を立てるべきである。例えばSDGsのターゲットである「2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」ことに照らし、教材費などの軽減や学級人数の小規模化を数値目標化すべきである。	原案どおり	指標については、施策全体の状況を把握するため、施策の当事者である児童生徒や教職員などからの評価を測るアウトカム指標を設定しております。計画の進行管理においては、毎年度実施する点検・評価において事業のアウトプットと合わせて把握を行ってまいります。
14	施策1について、個別最適な学びや協働的な学びを充実させるためには、教員が、研修やそのための準備をする時間が必要であり、また、実践し試行錯誤しなければならないが、時間的措置や人員配置など十分に確保できていない今の現状では、教員の働き方改革は衰退する一方である。	原案どおり	施策6「教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の主な取組みの1つである「働き方改革の推進」において、学校における働き方改革推進プログラムに基づき、引き続き教員業務の適正化・効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を十分確保できる環境づくりを推進することとしております。 教員の人員配置については、多様な専門性を持つ職員の配置と併せて、これまで増員してきたところであり、引き続き国に対して要望するなど、充実に努めていきます。
15	個別最適な学びと協働的な学びを充実させるために、もっと人員や予算の確保をしてほしい。		
16	個別最適な学びと協働的な学びの充実のためにも、また、子どもとの関係づくりのためにも、教員の資質・能力の向上のための時間的ゆとりがなければならない。働き方改革の推進のための業務精選を、各学校や個人の努力任せになっている現状を打開するリーダーシップを教育委員会に発揮してほしい。		
17	個別最適な学びと協働的な学びを充実させるためには、教職員の時間的・空間的余裕の捻出なしには実現は不可能である。慢性的な人員不足に陥っている学校現場では、働き方改革の阻害にもなりかねない。		
18	子どもを主体とし、子ども達が「わかった・できた」を実感できる授業を行っていくためには、その授業準備をするための時間的・人的保障が何より大切になる。特に、小学校の外国語やICTなど、専門性が必要となるものについては、確実な人員配置を行うことが豊かな学びを保障するとともに、教職員の働き方改革にもつながっていくと思う。		
19	クラスの児童数の基準をできるだけ少なくしてほしいが、時間がかかるし難しいと思うため、まず人的支援は有効だと考える。		
20	教員の時間外在校時間はデータ上では減ってはきているものの、業務が減ったわけではないので、業務の削減を進めながら一人あたりの業務負担の軽減をしていく必要がある。部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの増員も大切だが、まずは「教員」の増員をし、一人あたりの負担軽減を明記すべきである。		
21	教員が子どもと向き合う時間を増やすためには、純粋に教職員の人数が足りていないので、そこを何とかしてほしい。		

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
22	教育データの収集について、児童生徒の指導・支援への活用という目的は理解できるが、どのようなデータを収集し、どのように分析を行うのか不明確であり、個人情報の流出、転用など心配が残る。また、企業との協働で教育研究を行うことも、その企業がデータをどう活用するのか企業の利益目的で使用されないか心配である。	原案どおり	データの取扱いについては、個人情報の保護に関する法律や、教育委員会で定めるセキュリティポリシーに従い、適切に対応してまいります。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
23	個別最適な学びと協働的な学びになるような時間の確保や人員の確保、その研修や準備が必要であるが、現状では足りない。	原案どおり	施策6「教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の主な取組みの1つである「働き方改革の推進」において、学校における働き方改革推進プログラムに基づき、引き続き教員業務の適正化・効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を十分確保できる環境づくりを推進することとしております。 教員の人員配置については、多様な専門性を持つ職員の配置に併せて、これまで増員してきたところであり、引き続き国に対して要望するなど、実現に努めていきます。 研修については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、計画的に実施する予定であり、今後も教員の資質・能力の向上のために取り組んでまいります。
24	子どもを主体とした学びの推進にむけた授業改善について記載されているが、研修、準備の時間、場所の余裕がなく、人員不足に悩んでいる現場では、働き方改革が進まない。		
25	主な取組みの「子どもを主体とした学びの推進に向けた授業改善」について、個別最適な学びと協働的な学びの充実については、是非実現してほしいと思う。 文章の構成として、これらの学びを通して、「児童生徒の興味・関心を高める」となっているが、児童生徒の興味・関心や能力などが先にあって、それに合わせて、個別最適な学びと協働的な学びを実施するという並びの方がより現実にあっていると思う。	原案修正	子ども主体の学びを実現するには、まず子ども一人ひとりの興味・関心を捉え、それを高め・維持しながら、個別最適な学びと協働的な学びを効果的に組み合わせ、次の学びへとつなげていくことが重要であることから、原案を修正いたします。
26	ICT環境のさらなる充実については、端末を使用することによる児童生徒の心身への影響（タブレット端末への依存や電磁波による健康被害等）を考慮する必要があるのではないかな。	原案どおり	いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
27	ICTの今後の活用については、児童の心身に及ぼすであろう影響、ネット依存や電磁波の影響について十分な配慮が必要だと思う。		
28	ICT環境のさらなる充実については、端末を使用することによる児童生徒の心身への影響（タブレット端末への依存や電磁波による健康被害等）を考慮する必要があるのではないかな。 ICT環境の充実のためには、ハード面だけではなく、専門の人材や機器を管理する人材が必要不可欠である。教師が教育実践に注力できるよう、人的配置を含めた環境整備が必要である。 教育データの活用については、企業等との協働も挙げられているが、子どもの個人情報や教育情報が営利目的等に利用されないよう明確に規定を定めるべきである。	原案どおり	学校におけるICT環境の充実については、施策1「確かな学力の育成」の主な取組みとして「学校のICT環境整備、教育データの活用」を位置づけており、ハード・ソフトの両面から取組みを推進してまいります。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
29	ICT環境のさらなる充実については、端末を使用することによる子どもの心身への影響を考える必要があり、デジタルとアナログのハイブリッドを目指すべきではないか。また、ハード面だけでなく、専門の人材や機器を管理する人材が必要不可欠である。	原案どおり	学校におけるICT環境の充実については、施策1「確かな学力の育成」の主な取組みとして「学校のICT環境整備、教育データの活用」を位置づけており、ハード・ソフトの両面から取組みを推進してまいります。また、「計画推進にあたっての共通の視点」の「②DX（デジタルトランスフォーメーション）」において、デジタルの活用とともに、対面による授業や体験活動の充実も不可欠であり、学習段階や学習場面、一人ひとりの状況に応じて、これらを最適に組み合わせることが求められている旨記載しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
30	英語教育を充実させるために、ゲストティーチャーの来校数を増やせないか。特に小学校4年生は年8回しかなく、担任の力量により英語教育に差が開いてしまう。	原案どおり	ゲストティーチャーによる授業実施のほか、担任の外国語の指導力向上について研修機会の充実に努めており、いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
31	小学校のネイティブスピーカーの配置はありがたいが、複数校(3校以上)掛け持ちがあり、ネイティブスピーカーと教職員とのコミュニケーションが十分に取れているとは言い難い。人的配置も重要だが、教職員と十分に打ち合わせや教材準備の確保ができるように、余裕を持った配置をしてほしい。	原案どおり	ネイティブスピーカーについては、勤務時間の中で、授業準備や打合せのための空き時間が作れるよう、学校規模等を考慮し配置しております。
32	確かな学力の育成のためには、少人数学級のさらなる推進のために、30人学級の実現を掲げるべきである。また、今の授業時間数は子どもにとって多すぎるため、年間授業時数を適正なものに削減して、内容を精選すべきである。 英語教育の「推進」ではなく「見直し」を行うべきである。中学校で性急な詰め込みが行われており、内容量の削減、コミュニケーション偏重の是正などを行うべきである。	原案どおり	学級編制については、国が定めた標準を引き下げ、きめ細かな指導の充実を図るため、小・中学校全学年で35人以下としているところであり、更なる少人数学級については、様々な観点から検討が必要であると考えております。 文部科学省学習指導要領の外国語の目標である「コミュニケーションを図る資質・能力を育成すること」の実現を目指すために、児童生徒が意欲的に英語学習に取り組めるよう、効果的にゲストティーチャーやネイティブスピーカーを活用してまいります。
33	学力を「全国学力・学習状況調査」で判断すると、国語、算数のみに力を入れる学校が増えたり、意欲の低下や他教科がないがしろにされるのではないかと心配である。また、「できない子」を排除することにつながるかと心配である。	原案どおり	「全国学力・学習状況調査」については、単に国語や算数(数学)の成績のみを評価するのではなく、学習への意欲や生活の状況など多面的な視点から子どもたちの姿を捉え、学校現場への適切なフィードバックが行われております。 すべての教科等をバランスよく学ぶことが子どもたちの豊かな学びと健やかな成長につながると考えており、学習指導要領に基づいた教育の実施を今後も推進してまいります。
34	学力を「全国学力・学習状況調査」の結果で判断すると、国語、算数(数学)にのみ力を入れる学校が増えたり、意欲面の低下や他教科がないがしろにされないか危惧している。また、「できない子」を排除する動きになっていかないか。		
35	子どもと向き合う時間を増やすためには、1クラスの子どもの人数を減らす必要がある。そのためには、教員の数を増やさなければならない。	原案どおり	学級編制については、国が定めた標準を引き下げ、きめ細かな指導の充実を図るため、小・中学校全学年で35人以下としているところであり、更なる少人数学級については、様々な観点から検討が必要であると考えております。
36	豊かな心の育成の主な取組みについて、道徳教育の推進が人権教育の推進よりも先に来っており、指標についてもどちらかというと規範意識やこうあるべきという姿が重きを置かれているような印象を受ける。押し付ける生徒指導やルールを守らせることに注力してきた学校教育から脱却し、自分や他者の権利について学び、だれもが個人として尊重されることや、人権が守られていない人がいた場合の行動の仕方を教えていくことに重点を置くべきだと思うので、そうしたメッセージを教育振興計画の中にも反映されたら良いのではないかと思う。 指標については、全国学力・学習状況調査の項目を利用し、負担軽減を図ることに異論はないが、取組みとそれを検証する指標とで微妙にかみ合わない部分もあるため、今後の検証と取組みを進めてほしい。	原案どおり	施策2「豊かな心の育成」においては、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、自己や他者を理解し、他者への思いやり、自己肯定感、社会性などを育むことを今後の方向性としており、そのための取組みを推進してまいります。
37	「豊かな心の育成」について、指標からは規範意識や道徳心に重点が置かれている印象を受ける。子どもを主体とした学びの推進を行うのであれば、「学校のきまりを守ること」や「思いやり」よりも、自分や他者の人権について学ぶことや、自ら人権を守るために行動する方法を経験を通して学ぶことを重視すべきである。		

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
38	計画の中心に子どもの最善の利益、基本的な人権の尊重をおく観点から、「豊かな心」の中にある「人権教育の推進」をこの「施策2」の中心テーマとすべき。特に、校則の決定・変更への参加、わからない授業の改善、経済的理由で高校や大学へ進学できないことへの改善などに子ども自身が参加できるようにすることを目指すべきである。指標も主観的なものではなく、こうしたことへの参加率などにすべきである。	原案どおり	子どもたちの豊かな心の育成のために、人権教育が果たす役割は大きいと考えており、施策2「豊かな心の育成」の主な取組み「人権教育の推進」に記載のとおり、「第3次福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき、取組みを推進してまいります。 なお、指標については、施策全体の状況を把握するため、施策の当事者である児童生徒や教職員などからの評価を測るアウトカム指標を設定しております。計画の進行管理においては、毎年度実施する点検・評価において事業のアウトプットと合わせて把握を行ってまいります。
39	「情報モラル教育の推進」が挙げられているが、推進・充実化していくためには、適切なリソースの提供とともに、専門の人材も必要なのではないかと考える。	原案どおり	情報モラル教育の推進については、教育コンテンツの充実に加え、講師を招聘し児童生徒及び保護者に対する講演会や教員への研修会を実施しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
40	豊かな心を育てるなら、自己肯定につながる指標は妥当だが、行動目標や知識的な側面、規範意識を問うなどは、間接に過ぎるし、それが直ちに豊かな心とはならない。指標に現場は振り回されるため、そのような指標は削除すべきだ。豊かな心を育むには教育という全体主義的な場、児童が画一的に児童であることを強要される場では、いじめ等諸問題は起き続ける。1学級の人数を20人以下にする、複数担任を通常学級に拡充するなど、根本的な制度変更が必要であり、そのために予算をつけるべきだ。	原案どおり	指標については、施策全体の状況を把握するため、施策の当事者である児童生徒や教職員などからの評価を測るアウトカム指標を設定しております。計画の進行管理においては、毎年度実施する点検・評価において事業のアウトプットと合わせて把握を行ってまいります。 学級編制については、国が定めた標準を引き下げ、きめ細かな指導の充実を図るため、小・中学校全学年で35人以下としているところであり、更なる少人数学級については、様々な観点から検討が必要であると考えております。
41	福岡市においては「子ども習い事応援事業」が行われているが、その背景にある福岡市における児童生徒の体験格差についても言及が必要なのではないか。	原案どおり	子どもに関する分野の基本的な計画である第6次福岡市子ども総合計画（令和7年3月策定）の「施策12 子どもの貧困対策の推進」において、現状と課題として、収入が低い世帯やひとり親世帯では体験機会が比較的に少ないなどの傾向が見られることを記載するとともに、子どもの多様な体験機会の確保に取り組む方針を掲げており、同計画と相互に連携しながら取り組んでまいります。
42	学校図書館の機能においては、図書室の再整備や学校図書への拡充についても言及すべきではないか。また近隣地域と比べて、福岡市は人口1人あたりの蔵書数や貸出数が低い状況にあるため、このような地域課題の解決と学校図書館の機能拡充をつなげていく取組みも必要ではないか。	原案どおり	福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）において、子どもの読書活動を推進するための数値目標を設定し、学校図書館を中心に、学校教育全体で子どもが主体的・意欲的に読書活動を進められるよう環境整備の充実を図ってまいります。
43	現状、学校司書含め福岡市の図書館司書は、ほぼ100%が会計年度職員（非正規の公務員）だ。持続可能な取組みとする為にも、全校に「図書館司書の資格を有する常勤の正規雇用の職員」を配置すべきである。	原案どおり	施策2「豊かな心の育成」の主な取組み「読書活動の推進」に、司書教諭を中心に学校司書や学校図書館支援員、ボランティアも含めた体制を強化する旨記載しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
44	人権教育の推進、プレコンセプションケアの視点を取り入れた指導、いずれについても、まず公務員である教員に人権教育を行うことが必要であり、「基本的人権＝自分のことは自分で決める＝子どもの権利」について研修を行うことを明記してほしい。 「指導者ではなく伴走者」であることを、ベテラン教員によくよく伝えないと、根本的教育改革にはならない。 「家父長制、パターンリズムからの脱却」を明記し、公務員への自覚を促してほしい。 旧態依然とした公立学校の体質に風を通して変えていくには、このくらい強く明記しないと意識は変わらない。	原案どおり	教員に対する人権教育については、施策2「豊かな心の育成」の主な取組み「人権教育の推進」に、教員の人権意識及び指導力の向上を図る旨記載しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
45	給食指導が年々難しく感じる。今年度は地産地消を取り上げ、子どもたちの食に対する意識が少し変わったが、給食費の無償化による残飯の増加、保護者の意向、減らす子ども好きなもののおかわりOK、長時間残して食べさせるのNG、食べている途中で切り上げるのNGの中、どのように推進していくのか気になる。	原案どおり	学校における食育の推進については、栄養教諭を中心として、福岡市の子ども達が健全な食に関する知識や食習慣を身に付けられるよう、学級担任等と栄養教諭が連携した食に関する指導・給食献立を活用した授業や給食時間の食に関する指導等を実施しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
46	食育について、まずは家庭の役割が大きいものと認識しているが、子どもがその日の給食で出た食材を覚え、家で報告してくれることもあり、子どもにとって給食は、友人や先生方と共に食の楽しさを知り、興味関心を高める大切な時間になっていると感じている。 特に福岡市では、学校給食で博多和牛や能古島の甘夏、姪浜海苔など、地元の様々な食材を活用される取組みもされており、地域の農水産物も知ることができる良い取組みだと思いうので、地産地消についても触れてもらえるとより良いと思う。	原案修正	学校給食における地産地消の推進については、児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要であることから、施策3「食育の推進」に追記いたします。
47	不登校児童の支援について、そもそも支援の前に、「現場教員への研修と、不登校、多様な学びに対する理解、意識のアップデートを行う」と明記してほしい。 特に、「画一的な斉教育に慣れてきたベテラン教員への研修が急務である」と明記してほしい。 「不登校」という言葉が表しているように、「学校に来ることが基本」という考えを改めないと、いくら「第3次福岡市教育振興基本計画」と銘打っても課題は解決しない。 子どもが基本であり、「子どもにとって教育を受ける権利」、「義務教育は、子どもが学ぶ環境を整える教育委員会、公立の先生、公務員、大人の責務である」と明記してほしい。	原案どおり	施策4・5に記載のとおり、教育相談コーディネーター等の資質向上、教職員の資質・能力の向上に向けた研修の充実を図るとともに、施策4の方向性に記載のとおり、個々の状況に応じた適切な支援に取り組むことにより、多様な教育ニーズに対応しながら、一人ひとりの能力を伸ばし、可能性を引き出す教育の推進を図ってまいります。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
48	特別支援学級・通級教室の増設に取り組むのは良いが、教室・人員の確保にも力を入れてほしい。	原案どおり	施策4「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の主な取組み「特別支援教育の推進」に、学びの場の整備や教員の専門性の向上などと組んでいく旨記載しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
49	特別支援学級が増加し、個別の支援が重要視される傾向にあるが、合理的配慮は、通常の教室でも行えるものであり、通常の学級（教室）の中で、様々な「障がい」のある子どもたちの支援ができるような人的配置と設備の充実が必要だと思う。	原案どおり	児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行えるよう、学習面や生活面の支援を行う学校生活支援員を配置しております。また、本人、保護者と合意形成を図りながら環境の整備にも努めており、今後も取組みを進めてまいります。
50	不登校の子どもに対しては個別の支援だけでなく、根本に競争主義・詰め込みによる問題があることを直視して、そうした大もとの是正を計る視点を組み込むようにすべきである。 特別支援教育については、特別支援学校の不足解消、校舎増設、自閉症・情緒障害特別支援学級の全校への設置、教員の増員配置などを目標にし、これらを指標化すべきである。	原案どおり	施策4「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の主な取組みである「不登校児童生徒の支援」において、学校や学級に行きづらさを感じる児童生徒に対しては、要因やその背景、支援ニーズを把握する旨記載しております。今後も正確な情報の収集や分析を行い、子どもの状況に応じた適切な支援の方策を探ってまいります。 指標については、施策全体の状況を把握するため、施策の当事者である児童生徒や教職員などからの評価を測るアウトカム指標を設定しております。計画の進行管理においては、毎年度実施する点検・評価において事業のアウトプットと合わせて把握を行ってまいります。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
51	多様な教育ニーズに対応するため、担任複数性など素質のある教員が、ゆっくり子どもに対応できるように、教員の数を増やす必要がある。 障がいがあっても希望すれば普通級で一緒に学習できる体制をつくること、取り残される子どもが出ないようにすることが重要であり、そのためには、専門知識を身につけた教員を余裕をもって配置することが必要である。	原案どおり	施策6「教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の主な取組みの1つである「働き方改革の推進」において、学校における働き方改革推進プログラムに基づき、引き続き教員業務の適正化・効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を十分確保できる環境づくりを推進することとしております。 教員の人員配置については、多様な専門性を持つ職員の配置に併せて、これまで増員してきたところであり、引き続き国に対して要望するなど、充実に努めてまいります。 就学する学びの場については、本人、保護者の意向に応じて決定しており、施策4「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の主な取組み「特別支援教育の推進」に記載のとおり、障がいの有無に関わらず、互いに学び合う教育環境の実現するため、インクルーシブ教育システムの充実を図るとともに、教育の専門性の向上にも取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
52	「児童生徒一人ひとりのニーズを的確に把握し、社会的包摂の観点も踏まえ、個々の状況に応じた適切な支援に取り組むことにより、多様な教育ニーズに対応しながら、一人ひとりの能力を伸ばし、可能性を引き出す教育を推進します。」とあるが実際には、児童生徒が能動的に悩みに気づいて行動することでしか外部機関につなげないことが問題ではないかと思う。 学校側からの具体的なアプローチの方法が何かあるといい。もしくは基準となるものがあると薦めやすい。	原案どおり	施策4「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の主な取組みとして「教育相談・支援体制の充実」について記載しております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
53	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの更なる資質向上は必要であるが、併せてその増員を図っていかねければ、根本的な解決にはつながらない。	原案どおり	本市では、すべての市立学校に、文部科学省が示す重点配置校と同等以上の時間、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しており、今後も、学校数の増減に合わせて、適切に配置してまいります。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
54	日本語指導が必要な児童生徒が年々増加する中、日本語指導教員の採用はゼロ。以前の訪問から拠点校方式に変わり、校区外へ登校しないといけないなど、子どもの学習時間をうばっており、日本語が不十分な子どもに対して不親切極まりない。	原案どおり	施策4「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」の主な取組み「日本語指導の充実」に記載のとおり、日本語指導が必要な児童生徒がきめ細かな日本語指導を受けることができるよう、日本語指導担当教員の増員や日本語オンライン指導など、受け入れ体制の整備に努めてまいります。
55	「協働的・探究的な校内研修の推進」が挙げられているが、大枠のみを示すだけでは、これまでと研修の方法や内容は変わらないため、研修の方法については工夫が必要である。教員についても一律の校内研修ではなく、自ら学びたい内容を学びたい場で研修することを広く認めるべきである。	原案どおり	「協働的・探究的な校内研修推進」のため、各学校向けに「校内研修推進ガイドブック」を作成し、校内研修の支援を行うほか、教育センターでは、自身の経験や力量に応じて、希望して受講できる教科等や教育課題に関する研修を教員向けに提供しています。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
56	教員一人あたりの持ち時間数を削減し、授業の質向上と教員の負担軽減を図るべきである。	原案どおり	授業の質向上と教員の負担軽減については、教科担任制や交換授業の実施、又、ICTを活用した業務効率化などの取組みを進めております。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
57	新任教師が初年度で退職してしまう現状があり、そのような状況は一刻も早く改善しなければならない。改善のために、競争率と離職率の調査、離職の理由を明らかにするような指標を設けるとともに、経年変化等も含めて取り組む必要がある。	原案どおり	離職率は個々人の事情など様々な要因が影響するものであり、指標設定にはなじみにくいものと考えておりますが、施策５・６に記載のとおり、教職員が心身ともに健康で能力を発揮できるよう、若年層の育成・支援に向けた体制整備に取り組むとともに、教職員の状況に応じた多様な働き方が可能な環境づくりに取り組んでまいります。
58	競争率の他にも、「離職率」に関する指標を新たに設ける必要があるのではないか。		
59	近年、定年前に退職する先生が増えているように思うため、指標に、離職率も含める必要があると思う。		
60	教員不足は深刻であり、正規教員の採用数を抑制し講師で穴埋めするようなやり方に頼ってきたことに大きな原因がある。教育行政のもっとも根本的な仕事果たされていない。正規教員の抜本的な増員を行うようにし、数値目標を持つべきである。 教員に時間通りに残業代を支給するようにし、教員の労働時間の削減のための数値目標も持つべきである。 過重負担と押し付けになっている部活動の全員顧問制を廃止することを掲げるべきである。	原案どおり	施策６「教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の主な取組みの１つである「働き方改革の推進」において、学校における働き方改革推進プログラムに基づき、引き続き教員業務の適正化・効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を十分確保できる環境づくりを推進することとしております。 教員の人員配置については、多様な専門性を持つ職員の配置に併せて、これまで増員してきたところであり、引き続き国に対して要望するなど、充実に努めていきます。 義務教育諸学校の教員については、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、法律により原則として時間外勤務手当を支給せず、代わりに教職調整額を支給することとされております。 なお、国において、教師を取り巻く環境を整備するため、教職調整額の引上げなどの処遇改善を行うこととされております。 教員の労働時間の削減のための数値目標については、学校における働き方改革推進プログラムにおいて、時間外在校等時間に係る数値目標を設定しております。 部活動の顧問については、各学校で教員のそれぞれの事情を配慮しながら決定しております。部活動の運営については、学校と連携して取り組んでまいります。
61	働き方改革の推進については、土曜授業の廃止が必要である。	原案どおり	土曜授業については、学校、家庭、地域の３者が連携し、多様な学習や体験活動の機会を充実させる目的で実施しているものであり、今後の方向性については、改めて検討してまいります。
62	担任をしていると、支援員・サポーターなどが一人でも入ってもらえると、子どもとしっかり向き合うことができる。 事務補助の先生が大量の学習プリントを印刷してくださっただけでも、担任は放課後に別の業務ができ、時間と心に余裕ができ。人手は多ければ多いほど子どもたちのためになる。	原案どおり	支援スタッフについては、これまでも部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員などの配置・拡充に取り組んでまいりましたが、引き続き、学校における働き方改革推進プログラムに基づき、支援スタッフの配置・充実など、教員業務の適正化・効率化に取り組んでまいります。
63	主幹・指導教諭は本来、子どもと向き合う時間の確保のためにある職であるが、その役割が十分に果たされるよう、主幹・指導教諭、管理職への研修が重要である。人材育成は重要だが、管理だけが強化され、若年層のメンタルヘルスに悪影響を及ぼさないような工夫が必要である。	原案どおり	主幹教諭や指導教諭については、配置拡大等の体制の整備を図るとともに、若年層を含む教員が一人で抱え込むことがないように、管理職を含めその職に応じた研修により、学校のマネジメント力の向上や学校現場における人材育成機能の向上に取り組んでおります。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
64	教員のウェルビーイング向上のため、プライベートの時間や自己研鑽の時間がとれるよう、部活動顧問を担当するか選択制にするべきである。	原案どおり	部活動顧問を希望しない教員に対して強制するようなことがないよう、今後も部活動の運営については、学校と連携して取り組んでまいります。
65	「施策6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の部分に追加する形で、「部活動顧問の強制割り当てを廃止し、希望する教員のみが担当する完全任意制」を提案する。現在の部活動指導員制度では、全員顧問制の学校における負担軽減が不十分であり、教員の健康と教育の質向上には抜本的な見直しが必要である。教職員が自身の意思で顧問を持つか決定できる環境整備が一刻も早く必要である。		
66	「施策3 健やかな体の育成」および「施策6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」に基づき、全学校の部活動下校時刻を最大18時に統一することなどを提案する。福岡市の部活動ガイドラインでは平日2時間（16時開始なら18時終了）が目安とされていますが、現状では大きな乖離が生じている。 下校時刻を18時に統一することを始め、下記の通り提案する。 1. 全校で部活動下校時刻を18時に統一し、活動時間を平日2時間に制限。 2. 教育委員会が毎月の下校時刻を監査し、超過校に改善指導を実施。	原案どおり	下校時間については、各学校で、日の入りの時間などを考慮し、1年の中で季節に応じて設定しております。 また、福岡市部活動指導のガイドラインでは、週当たり2日以上の休養日を設けることや原則として1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とするよう示しております。 更なるガイドラインの徹底を図り、部活動の運営を行ってまいります。
67	学校では、定時以降も学校に電話がかかり、教員が対応せざるを得ない状況が続いており、超過勤務を増やし、休息時間を奪う重大な負担となっている。 「施策6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の「働き方改革の推進」に基づき、勤務時間外の電話応対を禁止し、自動音声メッセージ付き電話を導入することを提案します。	原案どおり	市内小学校、中学校、特別支援学校では、令和3年度までに自動音声メッセージ付き電話装置を導入しており、引き続き学校の働き方改革を推進してまいります。
68	子どもを主体とした学びの推進には、賛成である。「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して、児童生徒の興味・関心を高め、子ども一人ひとりの可能性を引き出す授業改善に取り組みます。」とあるが、そのための研修や授業準備のための時間や、空間的な余裕も必要である。充実のためには、働き方改革の推進の取り組みをより一層強化し、持ち授業時数の削減や、3分類を踏まえた、抜本的な業務廃止・削減が必要である。	原案どおり	子ども一人ひとりの可能性を引き出す授業改善に取り組むために、研修を計画しており、今後も教員の資質・能力の向上のために取り組んでまいります。 また、教員の働き方改革については、施策6「教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり」の主な取組み「働き方改革の推進」に記載のとおり「学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、ソフト・ハード両面からの教員の業務負担軽減と意識改革に取り組んでまいります。
69	施策2 豊かな心の育成および施策6 教員が子供と向き合い、チームとして対応できる環境づくりについて、児童生徒による教員へのハラスメント行為（暴言や暴力）の放置や、これらに起因する教室での学習環境の乱れによって、不登校やそれ以前の行き渋りが生じているケースがある。このような教員へのハラスメント対策は、個々の児童生徒については豊かな心の育成に関係する一方で、教員については働き方改革、学校マネジメント、およびチーム学校にも関係する大きな課題である。	原案どおり	児童生徒の暴力行為（対教師暴力を含む）については、関係機関と連携し、未然防止や早期発見・早期対応の取組み、家庭・地域社会の協力を得た地域ぐるみの取組みを推進するとともに、道徳教育や人権教育において規範意識や豊かな心を育む取組みを推進してまいります。

通し 番号	市民意見(要旨)	意見への 対応	市の考え方
70	無規制な開発が無計画な人口増加を招き、過大規模校が市内各地に生まれ、子どもの学習権を侵害している。原案の「学校規模適正化の推進」はあまりにその事態に対して「寛容」でありすぎており、少なくとも計画期間内にゼロにすることを目標として掲げ、開発の規制などにも踏み切ることが盛り込むべきである。 小中学校から施設改善要求が教育委員会に出されても何年も放置されたり、要求数を我慢させられたりしている。施設改善のための予算を抜本的に増やすことを盛り込み、その予算額も目標値を掲げるべきである。	原案どおり	過大規模校への対応については、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、児童生徒数の推移や住宅開発の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいります。 学校からの施設改善要求については、学校へヒアリングや必要に応じて現地確認などを行って状況を確認し、緊急性のあるものは速やかに対応するとともに、他の改修と併せて実施することが、効果的・効率的であるものなどについては、それらの機会も捉えて適宜実施しております。 引き続き、必要な予算を確保し、教育環境の充実に着実に取り組んでまいります。
71	学校体育館へのエアコン設置については、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の確保は大事なことであり、計画に記載し、実現に向けて取り組んでほしい。	原案修正	年々厳しさを増す酷暑や近年の自然災害の激甚化、頻発化などの状況を鑑みると、学校体育館への空調整備は、教育環境の向上や避難所環境の改善の観点から、早急に実施すべきものと考えています。いただいたご意見も踏まえ、施策7「安全・安心に学ぶことができる環境の整備」の主な取組み「学校施設の計画的な改修・建替え」に学校体育館の空調整備に関する内容を追記します。
72	施策7について、近年における悪天候時における市教育委員会の対応は、大変不適切なものであった。 冬場の降雪時については学校長判断に委ねられていたが、全市一律での判断が必要な緊急事態等の場面において、同じような事態が繰り返されるのではないかと懸念している。	原案どおり	福岡市立学校における大雨・大雪時の一斉休校判断基準につきましては、令和7年3月27日に公表し、台風の基準と合わせてHP等でお知らせいたしております。今後とも災害時の対応等に万全を期してまいります。
73	「一人一花運動」が展開されているが、市内小中学校において花が少ない状況が気になっている。施策の効果検証が可視化されにくい、現在のメモリアルツリーは廃止したうえで、学校単位で地域連携を伴いながら行われる取組（例えば「一校一花運動」）へと転換することを強く望む。	原案どおり	各学校において、生活科や理科などの教科や委員会活動において、花を育てる活動等を行っており、児童生徒の豊かな心を育む環境づくりに取り組んでおります。いただいたご意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
74	指標について、各指標の現状値が意味すること（具体的には当初目標値との乖離や近年における増減傾向）が記載されていないので、今回の計画で設定された目標値を通した施策の方向性が理解できない。とくに、第2次基本計画で掲げた目標値の達成状況等との比較ができるように、再整理していただきたい。	原案どおり	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、第2次教育振興基本計画の進行管理を行ってまいりました。次期計画の検討にあたっては、その点検・評価の結果も踏まえ、施策の方向性及び指標を設定しております。